

## 雇用環境整備に関する行動計画

次世代育成支援対策推進法第 12 条第 4 項の規定に基づき、従業者に対する雇用環境の整備を目標に、その対策として次の事項を定める。

### 1 行動計画の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 2 行動計画の内容

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

(1) 年次休暇の取得促進

令和 3 年 4 月 1 日から年次有給休暇が取りやすい環境の創出

(2) 特別休暇の付与

令和 3 年 4 月 1 日から従業者に対するその者の誕生日の属する月に 1 日の特別休暇を付与（就業規則第 22 条第 1 項第 9 号適用）

この計画は、令和 3 年 2 月 16 日に定める。